

静岡県告示第668号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年9月30日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
三島富士線	沼津市西椎路字目黒身300番の2から 沼津市西椎路字南川146番の6まで	令和4年9月30日